

## シリーズ：子どもの権利 No. 45 「子どもの権利条例市民モニター募集」

子どもの権利条例市民モニター制度とは、「泉南市子どもの権利に関する条例」が、泉南市に有効に働いているかどうかを検証する（確かめる）仕組みです。子どももおとなも一緒に、条例について話し合い、子どもの権利に関する条例の推進に協力してくれる方を募集します。

**【対象】** ①一般モニター：市内在住の満18歳以上の方  
②子どもモニター：市内在住の小学5年生～18歳未満の方

**【内容】** 子どもの権利に関する条例推進への協力

**【定員】** ①②各8名

**【申込み・問合せ】** 人権推進課へ直接持参するか郵送、Eメールで住所、氏名、電話番号、生年月日、応募理由、「泉南市子どもの権利条例」についての考え（意見・提案など

800字まで）を、〒590-0592（住所不要）泉南市子どもの権利に関する条例事務局人権推進課（☎480-2855 / e-mail:jinken@city.sennan.lg.jp）へ。11月8日（火）締切。書類選考後、応募者全員に結果を通知しますが、応募書類は返却しません

### 【昨年参加の市民モニターの声】

◇子どもとおとなの意見がすれ違っていることに気づきました。意見を出し合うにはとてもいい機会だと思いました。（子どもモニター）

◇条例について、子どもの素直な感想、思いを聞けたのが良かったと思います。市民に条例のことをもっと知ってもらいたいです。（一般モニター）

